

仕 様 書

1 業務名

令和 8 年度被爆体験講話に係る証言者等輸送業務

2 業務内容

本業務は、公益財団法人広島平和文化センターが被爆体験講話の実施を依頼する被爆体験証言者（以下「証言者」という。）を講話実施会場等まで安定的かつ確実に輸送するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 運行区間

運行経路は、各証言者自宅から、広島平和記念資料館を含む講話会場までの往復を基本とする発注者の指定する区間

(2) 運行期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間で、発注者の指定する日

(3) 予定運行回数

予定運行回数は 1, 2 0 0 便とする。

(4) 想定平均運行距離

想定平均運行距離は 1 便につき 7 k m とする。

(5) 運行時間

運行時間は別途指示する。

(6) 車両の仕様

ア 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の車種区分について（平成 1 9 年 1 1 月 2 日付け中国運輸局公示第 9 1 号）」の別表 1 に定める普通車または大型車とすること。

イ 冷暖房を完備すること。

3 業務実施上の留意事項

(1) 運転手の留意事項

ア 道路交通法等の関係諸法規の定めに従って運行し、証言者の安全の確保に努めなければならない。

イ 講話実施に支障のないように運行時間を順守するものとする。

(2) 緊急時等の対応

ア 受注者は、交通事故その他の緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、発注者へ通報し、その指示を受けるものとする。

イ 受注者は、積雪、交通渋滞等により規定どおりの運行が困難となった場合は、速やかに発注者へ連絡し、その指示を受けるものとする。

ウ 受注者は、発注者から証言者の体調不良による講話者変更等の連絡を受けた際には、発注者が新たに指示する行程で再配車するものとする。

エ 発注者は、講話の実施状況によって、当日又は数日内でも配車をキャンセルすることができるものとする。

オ 受注者は、車両の故障時には、代替車を手配し、証言者の講話実施に支障のないようにすること。

(3) 車両の整備等

受注者は、常に車両の整備・点検に努めなければならない。

4 報告事項及び検査

受注者は、1 か月ごとに業務完了後、発注者の定める様式により業務実施報告書を作成し、翌月の10日までに提出して、発注者の検査を受けるものとする。

発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算して20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

5 支払等

発注者による検査完了後、受注者は、各便毎の乗車区間及び料金と月間の総額が明記された適法な請求書を発注者に提出すること。発注者は、請求書に基づき次に定める支払い方法により支払う。

(1) 請求期限

検査完了後10日目

(2) 支払い期限（期日）

毎月末日締切、翌月末日支払とする。ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。

6 その他

- (1) 受注者は、発注者と協議した上で、中国運輸局の定める広島地区のタクシー上限運賃の変動に伴い初乗運賃及び加算運賃等の請求額を変動させることができるものとする。
- (2) 運行日時等を変更する場合は、速やかに変更を要望する運行日時等を受注者へ連絡するものとする。
- (3) この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議してこれを定める。